

桐生市就学援助制度

小学校新1年生 新入学準備金入学前支給の御案内

就学援助制度とは、一定の条件に該当する世帯に対して、給食費や学用品費を補助する制度です。そのなかから、「新入学準備金」のみ入学前に先行して支給します。

○ 入学準備金の支給を受けられる方

- ・令和8年4月に小学校に入学予定の児童の保護者で、下記1と2の条件に該当し、受付締切日までに申請手続きを行い、桐生市教育委員会が支給認定した方
 - 条件1. 桐生市内に住所があり、桐生市立小学校に入学する予定の児童の保護者であること
 - 条件2. 下記の認定基準のいずれかに該当する方のうち、桐生市教育委員会が認定した方
- ・生活保護を受給している方は対象外です。

認定基準

- (1) 生活保護が停止または廃止された方（生活保護の停止・廃止決定通知書の写し）
- (2) 市町村民税が非課税の方
 - （非課税証明書または所得・課税証明書：世帯全員分）
- (3) 天災等により市町村民税の減免を受けた方（減免通知書の写し）
- (4) 天災等により個人の事業税の減免を受けた方（減免通知書の写し）
- (5) 天災等により固定資産税の減免を受けた方（減免通知書の写し）
- (6) 国民年金保険料の全額免除を受けた方
 - （保険料免除・納付猶予申請承認通知書の写し：被保険者全員分）
- (7) 国民健康保険税の減免または徴収猶予を受けた方（減免通知書の写し）
- (8) 児童扶養手当の支給を受けている方（児童扶養手当証書の写し）

（ ）内は申請するときに必要な書類

【注意】 税の申告をしていない方は判定ができませんので、必ず申告を済ませてください。

○ 申請方法

- ・教育委員会学校教育課または各小学校にある「就学援助費申請書兼同意書」及び「口座振込依頼書」に必要事項を記入し、必要な証明書類を添えて、教育委員会学校教育課（※）へ提出してください。
- ・記載事項の確認や修正対応のため、印鑑と通帳を持参してください。
- ・これは入学準備金入学前支給の申請になります。小学校に在籍しているご兄弟の継続申請ではありません。在校生については今後改めてご案内いたします。

（裏面に続く）

○ 受付期間 令和8年1月5日（月）～1月30日（金）

・書類の追加提出が必要になる場合がありますので、出来るだけ早めの提出をお願いします。

○ 支給額 57,060円（予定額）

○ 支給時期 令和8年3月中旬（予定）

○ 支給方法 口座届出書に記載の口座に振込みます。

なお、上記申請期間内に申請できない場合でも、申請基準に該当する世帯であれば、入学後の4月中にお通いの小学校へ申請を提出することができますので、審査の結果支給が決まった世帯には入学準備金が支給されます（この場合、支給時期は7月になります）。

入学準備金の支給を受けた後、入学式前に市外へ転出した場合、また、桐生市立小学校に入学しなかった等の場合は、全額を返還していただきます。

お問い合わせ先

桐生市教育委員会学校教育課学事係（桐生市教育センター3階）

住所：桐生市小曾根町3番30号

電話：0277-46-6181